



長野県報

9月8日(木)
平成17年
(2005年)
第1692号

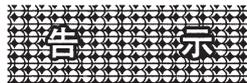
目次

告示

- 生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の業務の廃止(厚生課) 1
- 生活保護法に基づく指定を受けた指定医療機関の所在地の変更(厚生課) 1
- 生活保護法に基づく医療扶助のための医療を担当する機関の指定(厚生課) 2
- 生活保護法に基づく医療扶助のための施術を担当する施術者の指定(厚生課) 2
- 都市計画事業の事業計画の変更認可(水環境課生活排水対策室) 3
- 保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林保全課) 3
- 解除予定保安林(森林保全課) 4
- 間伐等森林整備促進対策事業等補助金交付要綱(昭和56年長野県告示第639号)の一部改正(森林保全課) 5
- 河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧(河川課) 5

公告

- 長野県平成17年度第1回公募公債の募集(財政改革チーム) 5
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課) 6
- 県営土地改良事業の工事の完了(3件)(土地改良課) 6
- 農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業規程の変更の承認(農村整備課) 7
- 土地改良区役員の就退任の届出(土地改良課) 7
- 開発行為に関する工事の完了(3件)(建築管理課) 7
- 一般競争入札(水環境課生活排水対策室) 8
- 長野県労働委員会あっせん員候補者の氏名、経歴等(労働委員会事務局) 9
- 一般競争入札(雇用・人財育成課) 10



長野県告示第378号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成17年9月8日

長野県知事 田中康夫

薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
そうごう薬局軽井沢店	北佐久郡軽井沢町大字長倉2419番地11番	平成17年7月29日

厚生課

長野県告示第379号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関から所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成17年9月8日

長野県知事 田中康夫

指定訪問看護事業者

名称	所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	変更事項		変更年月日
				新	旧	
長野県厚生農業協同組合連合会	長野市大字南長野北石堂町1177-3	訪問看護ステーションこもろ	小諸市南町2丁目2番27号	小諸市南町2丁目2番27号	小諸市与良町4丁目3番3号	平成17年7月1日

厚生課

長野県告示第380号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成17年9月8日

長野県知事 田中康夫

診療所、歯科又は薬局

名称	所在地	指定年月日
すみさか土屋薬局	須崎市墨坂1-4-2	平成17年8月1日
おおがや薬局	伊那市西箕輪6697-1	平成17年8月1日
下平けやき診療所	駒ヶ根市下平4080番地1	平成17年9月1日
ひろおかさくらレディースウィメンズクリニック	塩尻市広丘吉田791-5	平成17年9月1日
白田モリキ薬局	佐久市田口5545-1	平成17年7月1日
しおいり歯科医院	千曲市雨宮744-5	平成17年9月1日

厚生課

長野県告示第381号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のように指定しました。

平成17年9月8日

長野県知事 田中康夫

施術者

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名所	所在地	
下平寛志	下伊那郡喬木村3742	阿島鍼灸按摩マッサージ指圧院	下伊那郡喬木村3742	平成17年8月1日
阿部田健	松本市征矢野1-6-23	-----	-----	平成17年8月1日
勝俣絵梨	松本市高宮北1-5	-----	-----	平成17年8月1日
古屋政枝	小諸市大久保178-3	-----	-----	平成17年8月1日

厚生課

長野県告示第382号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年9月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 施行者の名称
豊科町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
豊科都市計画下水道事業 豊科町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成4年3月2日から
平成21年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成4年長野県告示第154号、平成10年長野県告示第18号、平成11年長野県告示第332号、平成13年長野県告示第373号及び平成17年長野県告示第269号の事業地のうち南安曇郡豊科町大字南穂高、大字豊科及び大字高家地内において事業地を変更する。

水環境課生活排水対策室

長野県告示第383号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成17年9月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所
長野市松代町豊栄字中尾根1849のイ・字鞍馬1853の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、北安曇郡白馬村大字北城字滝沢24748、字岩見沢24749、字神社番場26441、字大野尻26442、字大野26445から26453まで、字吉原屋敷26454、字天の26455、字天コ塚26456、字鳥屋敷26457、字東山26481の1から26481の4まで、小谷村大字千国字山葵沢雨平乙12880の2
- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所
松本市大字島内字白鳥下8386、8387の1、字内山8835のイ、

8835のロ、8836、8845の1、字白鳥8837、8839、8840、8841の1、8970の1、8970の2、8971の1、8971の2、8971の4から8971の6まで、字馬飼場8843の1、8846の1、8847の1、8847の3、8848、奈川1713の2、1713の7、北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字深古屋1369の1、北安曇郡池田町大字広津576の2、576の5、576の10、大字池田1662から1667まで、1669から1673まで、1678から1681まで、1683、1722から1724まで、1728から1730まで、1766、1772、1773、1775から1778まで、1786から1788まで、1869、1870、大字中鶴3209の1、3210、3211、3213、3288のロ、3291、3292、美麻村26295、字夏馬屋26117のイ、26117のロ、字洞法口26134、字唐沢26152、字枇杷沢26290、26291のニ、字松ノ木原26297の2、26297のイ、26297のニ、小谷村大字千国字横ヒラ朴ノ木ダヲ乙12874のイ、字マナゴ沢西ヒラ乙12876のイ、大字北小谷字渋沢5618から5623まで、5625から5630まで、5651、字大いをう5775の2、5775の45、5775の69、5775のイの2、字大棟沢5869のイ、5869のロ、5870、5871、字タツガ平5889の3から5889の6まで、5889の25、5889の27、字銭上平5890の1、5890の2、5897から5903まで、上水内郡小川村大字稲丘字戸畦4224、4225の1、4225の2、4226、字小池4535の1、4536の1、4541から4543まで、4547

- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字白鳥下8386、8387の1、字内山8835のイ、8835のロ、8836、8845の1、字白鳥8837、8839、8840、8841の1、8970の1、8970の2、8971の1、8971の2、8971の4から8971の6まで、字馬飼場8843の1、8846の1、8847の1、8847の3、8848、奈川1713の2（次の図に示す部分に限る。）、字深古屋1369の1、大字広津576の2、576の5、576の10、大字池田1662から1667まで、1669から1673まで、1678から1681まで、1683、1722から1724まで、1728から1730まで、1766、1772、1773、1775から1778まで、1786から1788まで、1869、1870、大字中鶴3209の1、3210、3211、3213、3288のロ、3291、3292、美麻村26295、字夏馬屋26117のイ、26117のロ、字洞法口26134、字唐沢26152、字枇杷沢26290、26291のニ、字松ノ木原26297の2、26297のイ、26297のニ、字横ヒラ朴ノ木ダヲ乙12874のイ、字マナゴ沢西ヒラ乙12876のイ、字渋沢5618から5623まで、5625から5630まで、5651、字大いをう5775の2、5775の45、5775の69、5775のイの2、字大棟沢5869のイ、5869のロ、5870、5871、字タツガ平5889の3から5889の6まで、5889の25、5889の27、字銭上平5890の1、5890の2、5897から5903まで、字戸畦4224、4225の1、4225の2、4226、字小池4535の1、4536の1、4541から4543まで、4547

- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (9) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

南佐久郡南相木村字まと場1181、1182、1183の1、1183の2、上水内郡小川村大字瀬戸川字芋之沢13710の1、13713から13715まで、13716の1

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第384号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成17年9月8日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

長野市松代町豊栄字鞍馬1850の1、1851の1、1851の3、1852、1853の1、1853の2、1853の5、1853の7から1853の11まで、1853の14、1853の15、1853の17、1853の18、1853の20、1853の23、1853の24、1853の26、1853の28、1853の32、1853の35、1853の37、1853の40、1853の41、1853の45、1853の47、1853の49、1853のイの3、1853のイの6、1853のイの7、1853のイの11、1853のイの13から1853のイの17、1853のロ、1853のニ、1853のヌの2、1853のルの2、字中尾根1849の1、鬼無里字品沢6771の1

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

長野市大字若槻東条字蚊里田1342、1345、1346の1、1347、字古屋敷1250、1255、字寺山1700、1708、1717、大字小鍋字大覆沢1499の1、1501の1、1502、1506の1、須坂市大字井上字

藤山3125、3126の1、3126の2、3126のロ、3129の1、3129の3、字大洞3189・3190のイ(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、3190のロ、千曲市大字羽尾字北来光寺3362、3363の1、3386の1、3386の2、字戸屋3388の2、字冠着山3406の336、3406の337、埴科郡坂城町大字上平字島914のイ、2595の1、2596の1、2597の1、2598の1、2598の2、上水内郡信濃町大字荒瀬原字日向543の3、小川村大字瀬戸川字稗之久保2575の1、2575の2、2577、2578、2609の1、2609の2、2610から2613まで、2615、2616、2617の1、2619の1、2619の2、2620、2623の1、2624、2626、2628、2629、2631、字赤萩2569、2572から2574まで、大字小根山字クヅレ342から346まで、347の1、348、大字高府字梶尾15980の2、15980の3、15983の1、15986の1、16046の1、16047の1から16047の3まで、16047の7、16047の9、中条村大字中条字大畑4442の2、4443の2、4444の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第385号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成17年9月8日

長野県知事 田中康夫

1 解除に係る保安林の所在場所

上水内郡信濃町大字古海字斑尾山3575-109

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

森林保全課

長野県告示第386号

間伐等森林整備促進対策事業等補助金交付要綱(昭和56年長野県告示第639号)の一部を次のように改正し、平成17年度の補助金から適用する。

平成17年 9月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

第1中「森林整備受委託等促進事業」を「効率的集団間伐推進事業」に改める。

第2の表の2 森林整備受委託等促進事業の項を次のように改める。

2 効率的 集団間伐 推進事業	市町村又は森林組合が効率的集団間伐推進事業実施計画に基づいて行う事業に要する経費	100分の50 以内
-----------------------	------------------------------------------	---------------

第3第1項第3号中「内容」を「経費の配分又は内容」に改め、同号のイ中「森林整備受委託等促進事業計画の総事業量又は」を「効率的集団間伐推進事業実施計画の」に改め、同号のウを削る。

第5第2号中「カまで並びに」を「キまで及び」に改め、「及びウ」を削る。

第13中「岡谷市」を「東御市にあっては上小地方事務所、岡谷市」に、「更埴市」を「千曲市」に改める。

森林保全課

長野県告示第387号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示します。

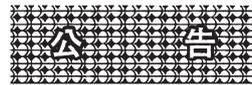
関係図面は、この告示の日から1か月間長野県土木部河川課及び長野県諏訪建設事務所において縦覧に供します。

平成17年 9月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 河川の名称
天竜川水系 一級河川 諏訪湖
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成17年 9月 8日
- 3 廃川敷地等の位置
岡谷市湖畔四丁目10008-4及び10009-7
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 202.85平方メートル
- 5 河川法施行令(昭和39年法律第168号)第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課



公告

長野県平成17年度第1回公募公債を、次のとおり募集します。

平成17年 9月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 発行者の名称 長野県
- 2 発行総額 金200億円
- 3 発行目的 平成17年度一般会計事業費に充当
- 4 証券の種類
1万円、10万円及び100万円の3種とし、無記名式利札付に限ります。その分割又は併合はしません。
- 5 利率 年0.6パーセント
- 6 発行価額 額面100円につき 金 99円90銭
- 7 償還金額 額面100円につき 金 100円
- 8 償還の方法及び期限
元金は、平成22年9月24日にその全額を償還します。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げることとします。
買入消却は、いつでもこれを行うことができることとします。
- 9 利息支払の方法及び期限
利息は、発行日の翌日から償還期日までこれを付け、平成18年3月25日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月25日及び9月25日の2回におおのその日までの前半か年分を支払います。ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げることとします。
発行日の翌日から平成18年3月25日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半年に満たない利息を支払うときは、半年の日割をもってこれを計算します。
償還期日後は、利息を付けません。
- 10 申込期日 平成17年 9月14日
- 11 募入方法
応募超過の場合は、本公債の引受及び募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定めることとします。
- 12 払込期日 平成17年 9月28日
- 13 募集の受託会社 株式会社八十二銀行
- 14 引受及び募集取扱会社
株式会社八十二銀行(代表)
株式会社みずほコーポレート銀行
株式会社みずほ銀行
株式会社長野銀行
長野信用金庫
株式会社三井住友銀行
長野県信用農業協同組合連合会
松本信用金庫
上田信用金庫
諏訪信用金庫
飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫
長野県信用組合